転入・転出

転入・転出等の届出はお早めに

3月から4月にかけては、就職や転勤等で、住所が変わる方が多くなります。住所が変わる場合は、市役所への届出が必要ですので、早目に手続きをしてください。

なお、届出の際には、運転免許証やマイナンバーカード（個人番号カード）などで届出人の本人確認をします。また、本人及び世帯主、世帯員以外の方が届出をされる場合は、委任状が必要です。

転出するとき

転出予定日と転出先が確定してから届出をしてください。

必要なもの

マイナンバーカード（お持ちの方のみ）、住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）、マイナンバー通知カード、印鑑登録証（登録者のみ）、子ども医療費受給者証（該当者のみ）、介護保険証（該当者のみ）、後期高齢者医療保険証（該当者のみ）、国民健康保険証（加入者のみ）、印鑑、国民年金手帳

転入するとき

転入した日から14日以内に届出をしてください。

必要なもの

転出証明証またはマイナンバーカード（お持ちの方のみ）、住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）、マイナンバー通知カード、外国人の方は在留カード、印鑑

転居する（市内で住所が変わる）とき

転居した日から14日以内に届出をしてください。

必要なもの

マイナンバーカード（お持ちの方のみ）、住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）、マイナンバー通知カード、印鑑、国民健康保険証（加入者のみ）、後期高齢者医療保険証（該当者のみ）、子ども医療費受給者証（該当者のみ）、介護保険証（該当者のみ）、外国人の方は在留カード

■**問合せ**　市民生活課市民係　TEL72-1111（内線149）

医療費助成制度

医療費助成制度のお知らせ

市では、次の方を対象に、保険診療分の医療費の自己負担額の助成を行っています。

助成を受けるには、受給資格の登録が必要です。

各助成制度の対象者

◎重度心身障害者医療費助成

- 身体障害者手帳の1級または2級をお持ちの方
- 知能指数35以下（療育手帳のA1、A2、A、B1の一部）の知的障害の方
- 身体障害者手帳の3級で知能指数50以下の方

◎ひとり親家庭等医療費助成

- 父子家庭の父と児童
- 母子家庭の母と児童
- 父母のいない児童
- 父または母が法に定める障害の状態の児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母が1年以上遺棄している児童
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

※受給資格に所得制限有り

◎子ども医療費助成

0歳から中学校3年生修了までの子ども（重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費助成対象者を除く）

※平成26年7月から助成対象者が「中学校3年生まで」に拡大されました。以前の受給資格者証（オレンジ色）をお持ちの方や新規登録をされていない方は、福祉課社会係で手続きをしてください。

助成金申請について

医療費助成金の申請期間は、**診療月から2年間**です。

※例＝平成28年2月に受診した医療費は平成30年1月まで申請可能

申請に必要なもの

受給資格者証、健康保険証、印鑑、医療機関の領収書（薬局分も含む）

※氏名、診療点数の記載されていないレシートは無効です（医療機関に領収書の発行を申し出てください）。

※子ども医療費助成対象者が、県内の医療機関で受給者証を提示した場合、福祉課での申請は不要です。

※高額療養費及び付加給付金の支給があった場合は、自己負担額からその支給額を控除し、助成します。

※災害共済給付（スポーツ保険）を受けた場合は、医療費助成の対象外となります。

受付時間　平日の午前8時30分～午後5時15分

■**問合せ**　福祉課社会係　TEL72-1111（内線135・137）

マイナンバー通知カードは受け取りましたか？

不在等の理由で通知カードをまだ受け取っていない方は、市民生活課で通知カードを保管していますので、3月末までに受け取ってください。もし、受け取りが3月末以降になる場合は、市民生活課まで連絡をしてください。受け取りの際は、本人確認ができるもの等が必要です。

■**本人（世帯員）が受け取る場合**
本人確認書類、印鑑

■**代理人（世帯員以外）が受け取る場合**　該当者の本人確認書類、代理人の本人確認書類、委任状、印鑑

※本人確認書類＝運転免許証、健康保険証など

■**問合せ**　市民生活課市民係　TEL72-1111（内線143・149）

軽自動車税

軽自動車の名義変更・廃車手続き等について

原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車を取得・譲渡したとき、または住所が変わったときは15日以内に、廃車したときは30日以内に申告（手続き）が必要です。

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に対して課税される税金です。4月2日以降に廃車等の手続きをした場合でも、月割りによる減額はなく、その年度の税額を全額納めていただくことになります。廃車の手続きが完了するまでは軽自動車税が課税され続けますので、名義変更や廃車手続きは4月1日までに行ってください。

また、所有者が死亡した場合も名義変更等の手続きをお願いします。

原動機付自転車、小型特殊自動車用の申告書は市役所税務課に備え付けています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

◎原動機付自転車（125cc以下）及び小型特殊自動車

申告先　税務課課税係　TEL72-1111（内線154・155）

廃車手続きに必要なもの

- 所有（使用）している方の印鑑（名義変更については新・旧所有者（使用者）の印鑑）
- ナンバープレート
- 標識交付証明書

◎軽自動車（四輪、三輪、250cc以下の二輪）

申告先　全国軽自動車協会連合会鹿児島事務所（鹿児島市谷山港2丁目4-42）　TEL099-261-4011

◎二輪の小型自動車（250ccを超えるもの）

申告先　国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局（鹿児島市谷山港2丁目4-1）　TEL050-5540-2089

■**問合せ**　税務課課税係　TEL72-1111（内線154・155）

滞納整理

3月は市税等滞納整理強化月間です

「差押え」を強化します

市では、毎年増加傾向にある市税等の滞納額の縮減と収納率向上を目指し、3～5月を「市税等滞納整理強化月間」として滞納解消に取り組みます。

納税について誠意の見られない滞納者に対しては、給与や預貯金の差押えのほか、捜索やタイヤロックによる自動車やバイクの差押えなど、厳正・公平な徴収対策を強化します。

納期限を過ぎて納付した場合は「延滞金」を加算

市税等に未納があると、本来納めるべき税のほかに、督促手数料（1期ごと100円）、延滞金（納期限1カ月経過までは年利2・8％、1カ月経過後は年利9・1％）も納めなければならなくなります。

延滞金は納期限の翌日から計算され、原則、減免はありません。市税等の納め忘れがある方は、早めに納付をお願いします。

便利で安心な「口座振替」のご利用を

口座振替は、指定した金融機関の口座から自動的に振替納付されるので、市役所や銀行に納付に行く手間が省け、納め忘れもなく便利で安心です。手続きは税務課や市内金融機関で行えますので、ぜひ、口座振替申請の手続きをお願いします。

納税が困難な方はご相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情により市税等の納期ごとの納付が困難な方は、早めに税務課にご相談ください。

休日（毎月第3日曜日）市税納付窓口を開設

開設時間　午前8時30分～午後5時15分

※お越しの際は、宿直室員へ申し出てください。

※税の賦課に関する問合せには回答いたしかねます。

県・市町公売会に出展

1月28日に県民交流センターで、県と枕崎市ほか12市町による合同公売会が開催されました。公売会は市税等の滞納により差し押さえた財産を売却して、その買受代金を滞納している税に充てることにより、滞納額の縮減を図るものです。公売会には美術品や日用品など、335点の公売物件が出品。そのうち284点が売却され、滞納市税等に充てられました。

▲合同公売会の様子

差押実績について

●本市の差押実施件数等

内訳	平成26年度（実績）	平成27年度（H28.2月末現在）
給与	32件	27件
預貯金	10件	10件
動産（捜索）	6(1)件	2(3)件
その他債権	29件	28件
計	77件	67件
換価による税収等	5,219,099円	2,886,208円

※( ) 内は捜索件数

■**問合せ**　税務課管理収納係　TEL72-1111（内線152）